

# レーザセンシング学会細則

## 役員選出に関する細則

平成31（2019）年 4月10日 制定  
令和 2（2020）年10月31日 改訂

### （目 的）

第1条 本細則は、会則第21条に基づき、役員を選出について必要な事項を定める。

### （選出方法）

第2条 役員は選挙により選出する。

### （選挙管理）

第3条 選挙管理は選挙管理委員会が行う。

### （候補者）

第4条 役員候補者は、正会員からの立候補及び正会員からの推薦によるものとする。

2 1名の正会員は、理事と監査委員の候補者に同時になることはできない。

3 候補者を推薦しようとする正会員は、被推薦者の承諾を得た上で推薦するものとする。

4 1名の正会員が推薦できる候補者は、理事、監査委員、各1名とする。

### （投 票）

第5条 役員は、会員の無記名投票によって選出する。ただし、緊急やむを得ない場合は、総会における議決によることができる。

### （理事選挙）

第6条 理事候補者への投票は、定数までの候補者連記で投票を行う。

2 理事候補者は、得票数が多い順に定数までの候補者を当選者とする。

3 前項までで当選者が確定しない場合は、定数に当たる順番の候補者と同数の得票を得た候補者から抽選で当選者を決定する。

4 第4条第1項から第4項による候補者が定数を超えない場合、投票は行わず、全員を当選者とする。

### （監査委員選挙）

第7条 監査委員候補者は、得票数が最も多い候補者を当選者とする。

2 得票数が最も多い候補者が複数となった場合、最も多い得票を得た候補者から抽選で当選者を決定する。

3 第4条第1項から第4項による候補者が定数と等しい場合、投票は行わず、候補者を当選者とする。

### （委 任）

第8条 この細則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。

### （会長副会長の選出）

第9条 会長及び副会長は、選挙により選出された理事から互選にて選出し、総会に報告する。

2 第5条の緊急やむを得ない場合に総会の議決により選出された理事は、選挙により選出されたものとみなす。

3 第10条により補充された理事を除く理事が2名に満たない場合、選挙によらず選出された理事を会長あるいは副会長とすることを妨げないが、選挙により選出された理事を優先して会長とする。

(欠員補充)

第10条 理事、あるいは監査委員の補充が必要となった場合、会長が推薦する正会員をもって遅滞なくこれを補充しなければならない。

附 則

役員選挙に関する細則（平成30（2018）年 6月28日 制定）は廃止する。

平成31（2019）年 4月10日 制定・施行

令和 2（2020）年10月31日 改訂

第2条第2項削除、  
第6条第1、2、3、4項訂正  
第7条第3項訂正、  
第9条第1項変更、第2、3項追加